

平成25年度

保育所保育料のお知らせ

保育料は、入所児童の世帯の扶養義務者及び家計の主計者（父、母、祖父母）の所得税額（所得税非課税世帯のみ市民税額も確認）と入所児童の年齢によって決まります。これは、市内10カ所の認可保育所・認定こども園（公立…中央・南・北・嘉幡の各保育所、やまだこども園＜長時間コース＞／私立…カレス・朝和・ひまわり・柳本・前栽の各保育園）に適用されます。

平成25年度保育料決定の通知は4月下旬頃に通知予定です。

- 税金の申告が未申告のままですと、正確な保育料の算定ができません。その場合は最高額の保育料を決定し、通知することがあります。
- 6月の市民税課税後に市の調査により税額の変更が確認された場合、保育料が4月または入所月に遡り変更になる場合があります。
- 事情により税額が変更になった場合、また結婚・離婚などで世帯構成が変更となる場合は、保育料が変更になる場合がありますので、児童福祉課までお知らせください。
- ※届け出・連絡が遅れた場合は、過去に遡り一度に保育料が課料される場合、還付金が受けられない場合がありますのでご注意ください。

◇階層区分

- A…生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び、永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（右表では「生活保護世帯等」と表記）
- B…A・Dを除く前年度分の市町村民税の非課税世帯
- C…A・Dを除く前年度分の市町村民税の課税世帯
- D…Aを除く前年分の所得税課税世帯

◇各月初日に在籍する児童の保育料

- A…無料
- B・C・D…前年(度)の所得税額・市民税額による区分があります（右表参照）。

※この所得税額は、住宅取得控除、配当控除、一部寄附金控除、外国税額控除及び国税電子申告・納税システム（e-Tax）を使用し、確定申告を行った場合、所得税の控除の適用を受ける前、及び下記枠内の条件に基づき算出した税額です。

保育料徴収基準額表（月額）

単位（円）

階層	区 分	3歳児未満	3歳児以上
A	生活保護世帯等	0	0
B	市町村民税 非課税世帯	4,300	2,900
C	市町村民税 均等割の額のみ課税世帯	12,000	10,000
	市町村民税 所得割の課税世帯	16,100	13,800
D	9,000円未満	20,700	17,800
	9,000円以上 25,000円未満	25,500	22,600
	25,000円以上 40,000円未満	29,800	25,900
	40,000円以上 70,000円未満	34,200	
	70,000円以上 103,000円未満	40,400	
	103,000円以上 413,000円未満	48,000	
413,000円以上 734,000円未満	58,400		
734,000円以上	59,400		

○同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高い順に数えて2人目が半額（3人目以降は0円）になります。

○B・C階層ではひとり親家庭・在宅障害児（者）のいる家庭は、保育料が軽減となる場合があります。

平成22年度の税制改正により年少扶養控除（0歳から15歳まで）の廃止及び特定扶養控除（16歳から18歳まで）の上乗せ部分が廃止されました。この改正により、保育所保育料の算定に影響が生じないよう源泉徴収票または確定申告書記載の扶養親族人数をもとに、従来どおり年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分がかったものとして所得税額の金額により保育料を決定します。

※年齢の判定は入所月にかかわらず、年度初日の翌日（4月2日）時点の年齢で算出します。

◆入所申込み・問い合わせ 児童福祉課保育係（☎内線235・238）へ